

東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物搬入承認等の審査基準

平成 25 年 10 月 4 日副管理者決定

25 清施管第 1174 号

改正 平成 26 年 12 月 26 日 26 清施管第 1792 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日 27 清施管第 2595 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日 28 清施管第 2554 号

改正 平成 30 年 12 月 3 日 30 清施管第 1553 号

改正 令和 4 年 12 月 26 日 4 清施管第 1769 号

第 1 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（平成 12 年規則第 54 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物の搬入承認申請、東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに関する取扱要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け管理者決定 12 清総総第 15 号。以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項及び第 3 項の変更申請並びに同要綱第 11 条第 2 項の産業廃棄物搬入カード交付申請等に対する審査について、東京二十三区清掃一部事務組合行政手続条例（平成 12 年条例第 6 号）第 5 条の審査基準を定めることによって、審査に当たっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

第 2 産業廃棄物搬入承認申請書（規則別記第 2 号様式）、産業廃棄物搬入承認事項変更申請書（規則別記第 2 号様式の 3）及び産業廃棄物搬入カード交付申請書（要綱別記第 6 号様式）について、次に掲げる事項に適合すること。

- (1) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (2) 第 3 に定める所定の書類及び添付書類が完備していること。
- (3) 申請書記載事項と各添付書類の内容が一致していること。
- (4) 実印（法人の場合は代表者印）が押印されていること。

第 3 提出書類は、以下のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物排出事業者の場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入承認申請書
 - (イ) 個人の場合 住民票の写しの原本及び区市町村交付の印鑑証明書の原本で、交付後 3 か月以内のもの
 - (ウ) 法人の場合 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本及び登記所交付の印鑑証明書の原本で、交付後 3 か月以内のもの
 - (エ) 自ら運搬する場合 運搬車両の車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）（以下「車検証の写し等」という。）
 - (オ) 委託により運搬する場合 委託先の東京都産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (カ) 建設業の場合 建設業許可証の写し（ただし、建設業の許可を受けなくてもよい軽微な工事を行う場合を除く。）
 - (キ) 解体業の場合 東京都解体登録通知書の写し又は建設業許可証の写し
 - (ク) 上記(エ)から(キ)までは、申請日現在有効なものであること。
 - (ケ) 東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに関する取扱実施細目（平成 18 年 10 月 5 日付け施設管理部長決定 18 清施管第 1253 号。以下「細目」という。）に定める空車計量申請書及び中防処理施設で発行した計量証明書で、発行後 3 か月以内のもの（該当車両のみ）

- (コ) その他管理者が必要と認める書類
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者の場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入カード交付申請書（要綱別記第6号様式）
 - (イ) 登記所交付の印鑑証明書の原本で、交付後3か月以内のもの
 - (ウ) 東京都産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 運搬車両の車検証の写し等
 - (オ) 委託元排出事業者の産業廃棄物搬入承認書の写し
 - (カ) 上記(ウ)から(オ)までは、申請日現在有効なものであること。
 - (キ) 細目に定める空車計量申請書及び中防処理施設で発行した計量証明書で、発行後3か月以内のもの（該当車両のみ）
 - (ク) その他管理者が必要と認める書類
- (3) 産業廃棄物搬入承認事項変更申請の場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入承認事項変更申請書（規則別記第2号様式の3）
 - (イ) 業種の変更で法人の場合 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本で、交付後3か月以内のもの
 - (ウ) 業種を建設業（解体業）に変更する場合 建設業許可証の写し（東京都解体工事業登録通知書の写し）
 - (エ) 排出する廃棄物の種類の変更で、自ら運搬する場合 承認運搬車両全部の車検証の写し等及び交付済み産業廃棄物搬入カード
 - (オ) 排出する廃棄物の種類の変更で、委託により運搬する場合 委託先の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (カ) 上記(ウ)から(オ)までは、申請日現在有効なものであること。
 - (キ) 細目に定める空車計量申請書及び中防処理施設で発行した計量証明書で、発行後3か月以内のもの（該当車両のみ）
- (4) 運搬主体又は運搬車両に係る事項を変更する場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入承認（搬入カード交付）事項変更届（要綱別記第3号様式）
 - (イ) 申請日現在有効な運搬車両の車検証の写し等
 - (ウ) 細目に定める空車計量申請書及び中防処理施設で発行した計量証明書で、発行後3か月以内のもの（該当車両のみ）
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者の搬入する廃棄物の種類の変更の場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入カード交付申請書（要綱別記第6号様式）
 - (イ) 東京都産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (ウ) 委託元排出事業者が新規で承認された場合又は委託元排出事業者の搬入する廃棄物の種類の変更に伴い交付済みの産業廃棄物搬入カードの廃棄物の種類が変更になった場合は、当該排出事業者の産業廃棄物搬入承認書の写し又は変更承認書の写し
 - (エ) 車検証の写し等
- (6) 産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物搬入カード有効期間を変更する場合
 - (ア) 産業廃棄物搬入承認（搬入カード交付）事項変更届（要綱別記第3号様式）
 - (イ) 東京都産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (ウ) 車検証の写し等

第4 産業廃棄物搬入承認申請書及び産業廃棄物搬入承認事項変更申請書の記載内容について、次に掲げる事項に適合していること。

- (1) 産業廃棄物を排出する事業場の所在地が、排出事業者の業種が建設業の場合は都内各所、それ

以外の業種は都内であること。

- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設に搬入する廃棄物の量が、要綱第4条に規定する受入計画の告示において定める搬入量以内であること。
- (3) 運搬回数が、排出量と運搬車両の最大積載量に見合った回数であること。
- (4) 有効期間は、3年を超えない範囲の6月末日又は12月末日までであること。
- (5) 運搬車両が、要綱第13条の基準を満たしていること。
- (6) 自ら運搬する場合に使用する車両は、2台までとする。
- (7) 運搬を委託する場合の収集運搬業者は、2業者までとする。

第5 産業廃棄物搬入カード交付申請書及び産業廃棄物搬入承認（搬入カード交付）事項変更届の運搬車両の記載内容について、要綱第13条の基準を満たしていること。なお、収集運搬業者が使用する車両は、一委託元排出事業者につき2台までとする。

第6 排出事業者又は収集運搬業者が名称を変更する場合は、新規の搬入承認申請又は産業廃棄物搬入カード交付申請として取り扱う。この場合、従来の搬入承認又は産業廃棄物搬入カード交付に関し、搬入廃止届（要綱別記第4号様式）を同時に提出すること。

第7 申請書の標準処理期間（窓口事務の処理に通常要する期間をいう。以下同じ。）は7日間とする。ただし、次に掲げる期間は、標準処理期間に算定しないものとする。

- (1) 申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合の休日定める条例（平成12年条例第2号）第1条に定める休日の日数

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。